

永平寺町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 永平寺町自転車用ヘルメット購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則第38号)に定めるもののほか、この告示で定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、自転車用ヘルメット購入に係る経費の一部を町が補助し、自転車利用者のヘルメット着用を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象となる者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町税等を滞納していない者

(補助の対象となる自転車用ヘルメット)

第4条 この要綱による補助の対象となる自転車用ヘルメットは、一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合しているものその他これと同等以上の安全基準(以下「ヘルメット安全基準」という。)に適合していると町長が認めるもので、ひとり人1個を限度とし、中古品又は転売品を除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ヘルメットの購入費の2分の1に相当する額(100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、2,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ヘルメットを購入した日から起算して3か月以内に永平寺町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入に係る領収書の写し(購入日、購入店名、購入品名及びヘルメットの購入金額が確認できるもの)
- (2) ヘルメット安全基準に適合していることを証する書類又はSGマーク等が貼付されている箇所の写真
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があった場合において、提出書類等を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付する場合は永平寺町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により、交付しない場合は永平寺町自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた者は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金を速やかに返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。